

灯油単価購入契約書（案）

灯油購入について、発注者 福島県（以下甲という）と受注者（以下乙という）との間で、下記事項についての契約を締結する。

予定数量及び契約単価	別表のとおり
契約期間	自 令和元年11月1日 至 令和2年3月31日
納入場所	磐城農業高等学校内の灯油地下タンク及び地上タンク、 灯油缶、ドラム缶 所在地：いわき市植田町小名田60（別紙1）
納入方法	配達
契約保証金	

（総則）

第1条 乙は頭書の期間内、頭書の物品を頭書の契約単価をもって甲に納入するものとする。

2 予定数量については契約期間中に満たさなくても契約期間の満了をもって当然に打ち切られるものとし、予定数量を超えても期間中は契約が継続し、当該契約単価が適用されるものとする。

（納入）

第2条 乙は、甲の指示により、その都度指定する期日及び場所までに物品を納入するものとし、ただちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

（検査）

第3条 甲は、必要と認めるときはいつでも品質検査をすることができるものとし、その検査に要する費用は、乙の負担とする。

（不合格品の引取り又は取替え等）

第4条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

（保証責任）

第5条 乙は、物品を引き渡した後、乙の責めに帰すべき事由による物品の契約条件との相違又は引渡前の原因によって生じた物品の品質不良、数量不足、変質その他の瑕疵につき補てんの責めに任ずるものとし、かつ、乙は代品の納入、瑕疵の補修若しくは代金の減額のいずれか、又は代品の納入若しくは瑕疵の補修及び代金の減額につき甲から請求があるときは、これに応ずるものとする。

（代金の支払）

第6条 乙は、毎月ごとの給油済数量について、納品書及び請求書を翌月の15日までに

甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約代金を乙に支払うものとする。

3 請求金額は、契約単価に数量を乗じて得た金額（円未満切り捨て）に100分の110（10%は消費税及び地方消費税）を乗じて得た金額（円未満切り捨て）とする。

（甲の解除権）

第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期限内に物品の持ち込みを終わらないとき。

二 乙が納期限内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が第11条の規定に違反したとき。

六 乙が次のいずれかに該当するとき

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

七 前各号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと甲が認めたとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲

に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.7%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

第9条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は一部中止させ、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（市場価格の変動等に基づく契約の変更）

第10条 当該契約期間中、市況に著しい価格の変動があり、契約単価が不相当と認められるに至った場合は、甲、乙協議して契約単価を変更することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第11条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる場合をもってするを問わず、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第12条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日付け公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定に

よる排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲はその超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第13条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲は、これを契約代金と相殺し、なお不足を生ずるときには更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金に係る債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（秘密の保持）

第14条 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）は、業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。この契約終了後も同様とする。

（代表者変更の届出）

第15条 乙の代表者に変更があったときは、遅滞なくその名義変更にかかる登記簿謄本その他これを証する書面を添えて甲に届出なければならない。

（契約外の事項）

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する疑義については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第17条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年 月 日

甲 氏名 福島県
福島県立磐城農業高等学校
校長 高橋 豊治

乙 住所
氏名

別表

品名	予定数量 (リットル)	契約単価 (税抜価格・円)
灯油	30,000	